

# 新しく下水道処理が開始される

## 区域をお知らせします

平成17年3月24日供用開始区域は次のとおりです

### ■牡鹿地区

十八成浜十八成、同前田、同山下、同中山、同坂ノ上、同大嵐山、鮎川浜清崎山の各一部

平成17年3月31日供用開始区域は次のとおりです

### ■石巻地区

中央一・三丁目、立町二丁目、羽黒町一丁目、住吉町一・二丁目、千石町、元倉一丁目、中里二丁目、水明北一・二丁目、門脇町一丁目、清水町一丁目、新橋、田道町一・二丁目、錦町、西山町、末広町、蛇田字新丸井戸、同字下谷地、同字上谷地、同字埴寺、同字新埴寺、同字新谷地前、同字下中埴、同字中埴、同字閘門、同字新下沼、丸井戸一・二丁目、あけぼの二丁目の各一部

湊字葛和田山、南境字水戸、同字鶴巻、同字竹下、同字中斉、同字待井、同字新待井、大瓜字井内、井内字井内、同字井内山、塩富町一・二丁目・渡波字根岸前、沢田字折立入、同字折立、流留字沖、同字家の前の各一部

石巻市蛇田北部土地区画整理事業区域、石巻市南境土地区画整理事業区域の各一部

### ■河北地区

小船越字山畑、同字舟形、同字中門、同字屋浦、同字本屋敷、同字道林前、北境字上待井、同字下待井、同字蒜沢、同字久保、同字トヤケ森、相野谷字飯野川町、同字旧屋敷、同字本屋敷、同字上川前、同字川前の各一部

### ■桃生地区

桃生町寺崎字梅ノ木、同字元町、同字町、同字新町、同字寺崎、同字外八木、同字植立、桃生町中津山字町、同字中津山、同字八木、同字内八木、同字四軒前、同字四軒、同字下四軒、同字永田、桃生町新田字的場、桃生町給人町字上俣田の各一部

### ■北上地区

北上町十三浜字立神、同字長塩谷、北上町女川字南、同字館、同字海老引場上の各一部

## 水洗便所等改造資金融資 あっせん制度をご存知ですか？

下水道処理区域内の住宅の所有者で、処理開始後3年以内に、下水道に接続する工事を施工される方に、次のような融資あっせんを行っています。

### ◎一般住宅

1戸あたり100万円の範囲内で工事費の全額（1万円未満端数切捨て）

### ◎貸家・アパート

戸数に100万円を乗じた額、または工事費のいずれか低い額

### ◎利子

無利子（市が全額負担します）

### ◎償還方法

毎月、元金の均等償還となります。償還回数は金額により、18〜60回に分けられます。

### ◎保証人の条件

市内在住の方で、市県民税（所得割）を納付されている方

### ◎貸家、アパートで融資額が100万円を超える場合は2人

### ◎その他

必要な書類および手続きについては、石巻市排水設備等工事指定店、または市にお問い合わせください。

## 4月から粗大ごみは集積所に出せません

ごみ減量化と処理費用負担の公平化を図るため、4月から粗大ごみ有料化が始まります。粗大ごみを出すときは事前に電話予約が必要になります。また、申し込み先、出し方、処理料金

については、別に配布されるポスター(チラシ・カレンダー)をご覧ください。

### ☎ 廃棄物処理課

95・1111（内線402・403）

各総合支所

## 家庭用生ごみ減量対策補助金制度

生ごみの減量化、循環型社会の形成の一環として、自宅での肥化をしようとする方を支援するため、補助金を交付します。

した方に、容器1個分（1、840円）を補助します。

### ◎生ごみ減量容器（通称：コンポスト）

補助金額 購入金額の2分の1（100円未満切捨て、上限3,000円）

共通補助要件 市内に住所を有し、引き続き居住されている方

### ◎発酵容器（通称：EM発酵容器）

補助金額 容器を2個以上購入

※補助基数、その他の要件、申込方法については環境対策課、各総合支所にお問合せください。

## 集団資源回収団体報奨金制度

集団資源回収を実施している団体・グループ（子供会・町内会・PTA・老人クラブなど）の皆さんに、報奨金を交付して

kg3円とし、1升びんは1本1kg、ビールびんは1本0.5kg換算とします

います。制度を利用するには、団体登録が必要です。

※集団資源回収団体の皆さんへ

回収品目 新聞・雑誌・段ボール、1升びん・ビールびん、アルミ缶・スチール缶

回収補助金交付報告書は、事務

処理の都合上4月8日(金)を提出

期限とします。

### ☎ 環境対策課

95・1111（内線510・553）

各総合支所

### ☎ 下水道管理課

95・1111（内線379・527・528）

各総合支所

は別になります）品目ごとに1

各総合支所

## 4月から乳幼児医療費の 助成制度が一部変更になります

旧河北・雄勝・河南・桃生・北上町にお住まいの方

助成内容および助成方法は従来と同じですが、4月1日からは新しい「乳幼児医療費受給者証」（3歳未満…ピンク色、3歳以上…肌色）を使用して受診してください。

なお、医療機関の窓口に提出する「乳幼児医療費助成申請書」も受給者証と同じ色のものを使用します。

旧石巻市、旧牡鹿町にお住まいの方

3歳以上の通院に対する助成が始まります。

平成17年度は、医療機関で負担した一部負担金の25%が助成の対象となります。

4月1日以降に3歳以上の乳幼児が通院で受診する場合は、肌色の新しい「乳幼児医療費受給者証」を使用し、肌色の「乳幼児医療費助成申請書」を医療機関に提出してください。※国保加入者については、これまで「乳幼児医療費助成申請書」は使用しませんでした。3歳以上で通院により受診する場合は、「乳幼児医療費助成申請書」を医療機関に提出する必要があります。

※旧石巻市にお住まいの方で、社会保険加入の3歳未満の受給者は、新しい受給者証は交付されませんので、これまでの受給者証（ピンク色）を使用してください。

**国民健康保険の保険証・老人医療の受給者証を確認してください**

旧6町にお住まいの方

4月からは、新しい保険証・受給者証を使用して受診することになります。

旧石巻市にお住まいの方

今までの保険証・受給者証を使用してください。

※受給者証・保険証等が届いていない場合、または不明な点がありましたら、下記まで問い合わせください。

**問** 国保年金課 ☎95-1111（内線272・471・472・474）  
各総合支所

## 国民健康保険税の 納税通知書をお届けします

4月1日の合併に伴い、新市の納期は4月に送付する暫定賦課の第1期～第4期、8月に送付する確定賦課の第5期～第10期の合計10期となります。

なお、16年度の保険税額が1万円未満の方、および3月1日以後に加入の届出をされた方には、16年中の所得金額に基づき計算される保険税の第5期～第10期の納税通知書を、8月中旬に郵送します。（4月に納税通知書は発送しません）

### 国民健康保険加入の皆様へ・・・ 簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

国保世帯の世帯主と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額と平等割額が軽減される制度がありますので、次のような方は簡易申告をしてください。

- ①平成16年中に収入のなかった方。（16年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含まれます）
- ②平成16年中に障害・遺族年金を受給していた方。（ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です）
- ③平成16年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など。

**受付期間** 4月1日（金）～15日（金）

**受付場所** 本庁1階国保年金課保険税グループ窓口9番および各支所・総合支所

国保加入世帯の中に、①から③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

### 新市の国民健康保険税率について

旧1市6町間の国民健康保険税率には開きがあるため、合併時に税率を統一せず、合併特例法第10条に基づき、当分の間、旧1市6町毎に不均一課税を行い、平成23年度までに統一します。

**問** 国保年金課 ☎95-1111（内線249・274・275）

## 4月から国民年金 「若年者納付猶予制度」が始まります

20歳代の方で所得の少ない方が、所得の高い世帯主（親）と同居している場合には、保険料免除の対象とはなりませんでした。17年4月から、本人および配偶者の所得が一定以下であれば、申請し、社会保険事務所の承認を受けると、保険料納付が猶予される制度ができました。

若年者納付猶予期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。

追納ができなかった場合は、年金をもらうための資格期間には入りませんが、老齢基礎年金額には反映されません。

また、けがや病気で障害が残ったときは、障害基礎年金請求時の納付要件に算入されます。

詳しくは問い合わせください。

**問** 石巻社会保険事務所 ☎22-5115  
国保年金課 ☎95-1111（内線256・257）  
各総合支所

## 4月から 「特別障害給付金制度」が始まります

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

### 対象者

- 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金・共済組合などの加入者）の配偶者

以上の方で、国民年金に加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方。

**支給額** 1級 月額5万円

2級 月額4万円

**障害認定の審査、支給事務** 社会保険事務局（社会保険庁）

**受付窓口** 市役所本庁国保年金課・各総合支所

支給要件や支給制限等がありますので、詳しくは問い合わせください。

**問** 石巻社会保険事務所 ☎22-5115  
国保年金課 ☎95-1111（内線256・257）  
各総合支所